

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額						
		区分				1件当たりの金額		
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 住宅の場合	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円		
				共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,000円	
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円	
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,000円	
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,000円	
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,000円	
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,000円	
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,000円	
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	185,000円	
				共用部分	床面積が300㎡以内のもの	10,000円		
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	18,000円		
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	28,000円		
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	86,000円		
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	137,000円		
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	173,000円		
					床面積が25,000㎡を超えるもの	217,000円		
					その他の場合	一戸建ての住宅		36,000円
				共同住宅等		住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,000円
							1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	104,000円
							1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	147,000円
							1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	211,000円
							1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	303,000円
							1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	411,000円
							1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	539,000円
							1棟の総戸数が301戸以上のもの	633,000円
				共用部分		床面積が300㎡以内のもの	117,000円	
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	155,000円		
				イ 非住宅建築物の場合	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの		10,000円
		床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの				18,000円		
		床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの				28,000円		
		床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの				86,000円		
		床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの				137,000円		
		床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの				173,000円		
		床面積が25,000㎡を超えるもの				217,000円		
		その他の場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合			(ア) 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの	98,000円
							床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	124,000円
							床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	164,000円
							床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	266,000円
							床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	348,000円
							床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	418,000円
							床面積が25,000㎡を超えるもの	490,000円
					(イ) (ア) 以外の評価方法により評価されたものである場合		床面積が300㎡以内のもの	256,000円
							床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	321,000円
							床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	415,000円
		床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	592,000円					
		床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	730,000円					
		床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	862,000円					
		建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が25,000㎡を超えるもの		984,000円			
			床面積が300㎡以内のもの		21,000円			
			床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		29,000円			
			床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		42,000円			
			床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		107,000円			
			床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		161,000円			
			床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの		200,000円			
			床面積が25,000㎡を超えるもの		249,000円			
		複合建築物の場合			住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額			

別表第8(第2条関係)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額						
		区分				1件当たりの金額		
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料	ア 住宅の場合	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅		3,000円		
				共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円	
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,000円	
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円	
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,000円	
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,000円	
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,000円	
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,000円	
				共用部分	床面積が300㎡以内のもの	6,000円		
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	11,000円		
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	17,000円		
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	52,000円		
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	82,000円		
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	104,000円		
					床面積が25,000㎡を超えるもの	130,000円		
					その他の場合	一戸建ての住宅		18,000円
				共同住宅等		住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,000円
							1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	54,000円
							1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	76,000円
							1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	110,000円
							1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	160,000円
							1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	219,000円
							1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	287,000円
							1棟の総戸数が301戸以上のもの	335,000円
				共用部分		床面積が300㎡以内のもの	59,000円	
		床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	79,000円					
		床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	100,000円					
		床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	160,000円					
		イ 非住宅建築物の場合	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの		6,000円		
				床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		11,000円		
				床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		17,000円		
				床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		52,000円		
				床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		82,000円		
				床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの		104,000円		
				床面積が25,000㎡を超えるもの		130,000円		
				その他の場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	(ア) 判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの	50,000円
							床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	64,000円
							床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	85,000円
							床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	142,000円
							床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	188,000円
							床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	227,000円
							床面積が25,000㎡を超えるもの	268,000円
		(イ) (ア) 以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの				129,000円	
			床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	162,000円				
			床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	210,000円				
			床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	305,000円				
			床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	379,000円				
			床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	449,000円				
			床面積が25,000㎡を超えるもの	514,000円				
			建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300㎡以内のもの		11,000円		
		床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		16,000円				
		床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		24,000円				
		床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		62,000円				
		床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		95,000円				
		床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの		118,000円				
		床面積が25,000㎡を超えるもの		147,000円				
		複合建築物の場合		住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額				

別表第8(第2条関係)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額				
		区分			1件当たりの金額	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料	ア 住宅の場合	一戸建ての住宅		9,000円	
			共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	19,000円
					1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	27,000円
					1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	38,000円
					1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	55,000円
					1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	80,000円
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	109,000円
					1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	143,000円
					1棟の総戸数が301戸以上のもの	167,000円
				共用部分	床面積が300㎡以内のもの	29,000円
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	39,000円
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	50,000円
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	80,000円
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	104,000円
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	124,000円
					床面積が25,000㎡を超えるもの	146,000円
		イ 非住宅建築物の場合	建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの	25,000円
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	32,000円
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	42,000円
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	71,000円
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	94,000円
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	113,000円
					床面積が25,000㎡を超えるもの	134,000円
				(イ) (ア) 以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの	64,000円
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	81,000円
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	105,000円
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	152,000円
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	189,000円
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	224,000円
					床面積が25,000㎡を超えるもの	257,000円
			建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合	床面積が300㎡以内のもの	5,000円	
				床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	8,000円	
				床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	12,000円	
		床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		31,000円		
		床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		47,000円		
		床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの		59,000円		
		床面積が25,000㎡を超えるもの	73,000円			
		複合建築物の場合			住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額	

別表第8(第2条関係)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額							
		区分			1件当たりの金額				
4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 住宅の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		5,000円			
				共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	10,100円		
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,300円		
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	28,900円		
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	48,400円		
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,800円		
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	137,400円		
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	173,600円		
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	185,100円		
				共用部分	床面積が300㎡以内のもの	10,100円			
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	18,400円			
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	28,900円			
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	86,800円			
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	137,400円			
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	173,600円			
					床面積が25,000㎡を超えるもの	217,000円			
					その他の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅		18,700円
				共同住宅等			住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	35,300円
								1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	51,200円
								1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	73,600円
					1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	111,100円			
					1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	168,100円			
					1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	239,500円			
					1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	309,500円			
		1棟の総戸数が301戸以上のもの	352,100円						
		イ 非住宅建築物の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅		36,800円			
				共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	74,500円		
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	104,800円		
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	147,500円		
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	211,900円		
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	303,800円		
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	411,500円		
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	539,600円		
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	633,600円		
				共用部分	床面積が300㎡以内のもの	117,900円			
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	155,500円			
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	194,500円			
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	303,000円			
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	389,100円			
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	465,100円			
					床面積が25,000㎡を超えるもの	541,700円			
		その他の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合		床面積が300㎡以内のもの	10,100円			
				床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	18,400円				
				床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	28,900円				
				床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	86,800円				
				床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	137,400円				
				床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	173,600円				
				床面積が25,000㎡を超えるもの	217,000円				
				(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの	93,800円			
			床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		124,900円				
			床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		157,300円				
			床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		254,700円				
			床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		332,600円				
			床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの		399,800円				
			床面積が25,000㎡を超えるもの		469,000円				
			(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合		床面積が300㎡以内のもの	256,700円			
				床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	321,600円				
床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	415,200円								
床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	592,600円								
床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	730,000円								
床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	862,900円								
床面積が25,000㎡を超えるもの	984,500円								
複合建築物の場合				住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額					

別表第8(第2条関係)
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)関係

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額							
		区分			1件当たりの金額				
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の変更の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	ア 住宅の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	一戸建ての住宅			3,000円		
				共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	6,000円		
						1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,400円		
						1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	17,300円		
						1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	29,000円		
						1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	52,000円		
						1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	82,400円		
						1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	104,100円		
						1棟の総戸数が301戸以上のもの	111,100円		
				共用部分	床面積が300㎡以内のもの	6,000円			
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	11,000円			
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	17,300円			
					床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	52,000円			
					床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	82,400円			
					床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	104,100円			
					床面積が25,000㎡を超えるもの	130,200円			
				その他の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	一戸建ての住宅			9,800円
						共同住宅等	住戸部分	1棟の総戸数が5戸以下のもの	18,600円
								1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	23,700円
								1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	39,600円
								1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	60,400円
								1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	92,700円
								1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	133,500円
								1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	172,100円
								1棟の総戸数が301戸以上のもの	176,000円
		共用部分	床面積が300㎡以内のもの			18,900円			
			1棟の総戸数が5戸以下のもの	38,200円					
			1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	54,100円					
			1棟の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	76,600円					
			1棟の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	110,800円					
			1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	160,500円					
			1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	219,500円					
			1棟の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	287,100円					
			1棟の総戸数が301戸以上のもの	335,300円					
			共用部分	床面積が300㎡以内のもの	59,900円				
		床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの		79,500円					
		床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの		100,100円					
		床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの		160,200円					
		床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの		208,300円					
		床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの		249,900円					
		床面積が25,000㎡を超えるもの		292,500円					
		イ 非住宅建築物の場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が定める方法により技術審査を受けたものである場合	床面積が300㎡以内のもの			6,000円		
				床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの			11,000円		
				床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの			17,300円		
				床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			52,000円		
				床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			82,400円		
				床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの			104,100円		
				床面積が25,000㎡を超えるもの			130,200円		
				その他の場合	(ア) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が定める方法により評価されたものである場合	床面積が300㎡以内のもの			47,900円
						床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの			64,300円
						床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの			81,500円
			床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			136,000円			
			床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの			180,000円			
			床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの			217,200円			
			床面積が25,000㎡を超えるもの			256,100円			
			(イ) (ア)以外の評価方法により評価されたものである場合		床面積が300㎡以内のもの			129,400円	
					床面積が300㎡を超え、1,000㎡以内のもの			162,600円	
					床面積が1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの			210,600円	
			共用部分	床面積が2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	305,300円				
				床面積が5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	379,300円				
				床面積が10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	449,600円				
				床面積が25,000㎡を超えるもの	514,900円				
				複合建築物の場合			住宅部分に応じたアの手数料及び非住宅部分に応じたイの手数料の金額を合算した額		

備考

- 1 この表において「工場等」とは、工場その他市長が定める用途をいう。
- 2 1の項から3の項までにおいて、区分欄がイである場合（1の項及び2の項にあっては、イのその他の場合である場合に限る。）については、工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
- （1） 工場等以外の用途の部分について市長が定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額
- （2） 工場等の用途の部分について市長が定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額
- （3） 前2号に掲げる場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた手数料の金額との合計額。ただし、当該合計額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積について建築物の非住宅部分の用途が工場等以外である場合の床面積の区分に応じた手数料の金額を超える場合は、当該金額
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 4 共同住宅等で一戸の住宅の用途に供する部分を申請対象とする場合は、一戸建ての住宅の手数料の金額とする。
- 5 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 6 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 7 1の項から3の項までにおいて、共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- （1） 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
- （2） 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額
- 8 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。
- 9 この表において「複合建築物」とは、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物をいう。
- 10 この表において「誘導設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量（一年間に消費するエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。）の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。）であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。
- 11 この表において「設計一次エネルギー消費量」とは、実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。
- 12 4の項及び5の項において、認定申請又は認定の変更申請をする建築物が複数ある場合の手数料の金額は、当該建築物ごとの区分に応じた手数料の金額の合計額とする。
- 13 4の項及び5の項において、共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
- （1） 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
- （2） 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額
- 14 5の項において、認定の変更申請が新たに建築物を加えるものである場合の当該加える建築物の手数料の金額は、4の項に規定する金額とする。
- 15 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定により申し出る場合の手数料の金額は、4の項（同法第31条第2項において準用する場合にあっては、5の項）に規定する金額に、別表第5の1の項に定める金額を加算した金額とする。